

きせきもおこせるし  
そうだな、ぼくは……  
神様が強いと思う  
このせかい  
どうなっているんだらう

# ふうりん

五年 川野 仁美

夏のある日

ふうりんの音を聞いた。

静かな音が教室中にひびく

風とともに

夏の真最中

私は

ふうりんの音を聞き

ふうりんはずしさを聞かせてくれる

勉強中も休み時間も

ふうりんは

夏のすずしいおくり物

# プー

五年 倉石 美由紀

バスチャン、バスチャンと水の音。

キヤー、キヤーと水の音にまじって人の声。

お祭りさわぎだ。

プーはいいな。

小さい子どもを、

おんぶして入ってるお母さんも、

おにごっこしているお父さんも、

みんな子どもみたいに、

大はしゃぎ。

わたしも、

みんなにつられてうかれてしまう。

## 俳句

プールはいいな。  
太陽は真っ赤にもえている。  
水がキラキラ光っている。  
真っ黒に日焼けした人ばかりだ。  
プールの季節、  
プールはいいな。

土屋 好

仕舞風呂出るやしきりとちゝろ鳴く

岩田 慶雄

宙泳ぐ草づる延びる炎天下

越川 雪枝

菊の香の流れる居間に足らえ居り

藤代 敏子

身じろがぬ白鳥ひとつ秋暑し

伊藤 幸枝

鬼怒川の流りに秋を深く吸う

大木 静波子

夏瘦も知らず傘寿の息正し

越川 せつ子

湯上りの女のおごり夕涼み

鈴木 つね

のうぜん花ゆるやかに捲く宵の髪

椎名 しげる

初老とや老斑とみに殖ゆる秋

## 税のプロムナード

### ハネムーン

秋ともなると、どこの結婚式場も満員御礼となります。披露宴が終るとハネムーン。さて幸福を運び、甘い夢をみるハネムーン、この言葉の起源は、はちみつでつくった蜜酒と関係があるとか。

これは、原始ゲルマン民族の風習に源を発しています。彼らは結婚すると新婚の一ヶ月間ははちみつでつくった酒(蜜酒)を飲むならわしがあり、この蜜酒を飲む期間を、蜜月つまりハネムーンと呼んだそうです。

観光地を歩き回りクタクタになる新婚旅行よりも、はちみつの酒を飲み、精力をつけるハネムーンの方がしゃれていきますね。ところで、年の途中で退職し、結婚などでその後就職しなかった場合には税金が還付されることがあります。詳しくは税務署にお尋ねください。

### サラリーマンの必要経費

サラリーマンの給料やボーナスには所得税がかかります。この所得税は、給料などが支払われる際、給与の支払者が源泉徴収して納めることになっていきます。

ところで、サラリーマンには必要経費が認められていないなどと誤解されている方もおられますが、サラリーマンにも必要経費などに相当する「給与所

得控除」というものがあります。

所得税は、原則として、その年中の収入金額から必要経費の額を差し引いた残りの所得金額に対して課税されます。サラリーマンの場合も、その年中の給与の収入金額から「給与所得控除額」を差し引いた残りの給与所得の金額に対して所得税が課税されます。

給与所得控除は、サラリーマンの勤務に伴う必要経費などの概算控除として、給与所得だけに認められており、事業所得の必要経費に相当するものです。

給与所得控除額は、給与の年収入に応じて、その額が異なっています。

|                |               |
|----------------|---------------|
| 給与の年収入が        | その金額          |
| 五〇万円以下         | 五〇万円          |
| 五〇万円超一二五万円以下   | 五〇万円          |
| 一二五万円超一五〇万円以下  | 五〇万円          |
| 一五〇万円超三〇〇万円以下  | 年収入×四〇%       |
| 三〇〇万円超六〇〇万円以下  | 年収入×三〇%+一五万円  |
| 六〇〇万円超一〇〇〇万円以下 | 年収入×二〇%+四十五万円 |
| 一〇〇〇万円超        | 年収入×一〇%+一〇五万円 |

ところで、サラリーマンには必要経費が認められていないなどと誤解されている方もおられますが、サラリーマンにも必要経費などに相当する「給与所得控除」というものがあります。

給与所得控除は、サラリーマンの勤務に伴う必要経費などの概算控除として、給与所得だけに認められており、事業所得の必要経費に相当するものです。

給与所得控除額は、給与の年収入に応じて、その額が異なっています。

|                |               |
|----------------|---------------|
| 給与の年収入が        | その金額          |
| 五〇万円以下         | 五〇万円          |
| 五〇万円超一二五万円以下   | 五〇万円          |
| 一二五万円超一五〇万円以下  | 五〇万円          |
| 一五〇万円超三〇〇万円以下  | 年収入×四〇%       |
| 三〇〇万円超六〇〇万円以下  | 年収入×三〇%+一五万円  |
| 六〇〇万円超一〇〇〇万円以下 | 年収入×二〇%+四十五万円 |
| 一〇〇〇万円超        | 年収入×一〇%+一〇五万円 |

したがって、給与の年収入が五〇〇万円の場合の給与所得控除額は、一四五万円になります。